

目 標 年 度  
令 和 12 年 度

岐 阜 県 果 樹 農 業 振 興 計 画 書  
(令 和 3 ~ 12 年 度)

令 和 3 年 6 月

岐 阜 県

## 目 次

- 1 計画策定にあたって
  - (1) 主旨
  - (2) 計画期間
  
- 2 果樹農業の振興に関する方針
  - (1) 基本的振興方針
    - ① 本県の立地条件
    - ② 本県農業に占める果樹農業の位置づけ
    - ③ 果樹農業の振興方針
  - (2) 果樹農業振興に関する基本的項目
    - ① 産地構造改革の推進
    - ② 担い手確保対策
    - ③ 生産対策
    - ④ 流通販売対策
    - ⑤ 消費拡大対策
    - ⑥ 地球温暖化対策
  - (3) 果樹の品目別の振興方針
    - ① 主要品目
    - ② 地域特産品目
  
- 3 果樹栽培面積その他の生産目標
  
- 4 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標
  - (1) 岐阜県の気象条件
  - (2) 栽培に適する自然条件
  - (3) 近代的な果樹園経営の指標
    - ① 目標とすべき 10 a 当たりの生産量、労働時間
    - ② 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型
  
- 5 土地改良とその他生産基盤整備に関する事項
  - (1) 既存の果樹園の土地基盤整備計画に関する事項
  - (2) その他樹園地の基盤整備や流動化に関する事項
  - (3) 気象条件に左右されない果実生産に向けた基盤整備に関する事項
  - (4) 防災、減災に向けた基盤整備
  
- 6 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通合理化に関する事項
  - (1) 果実の流通の合理化の基本方針
  - (2) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針
  - (3) 出荷規格の改善等の方針

7 果実の加工合理化に関する事項

8 様々なリスクへの対策

(1) セーフティネットへの加入推進

(2) 鳥獣害対策の推進

## 1 計画策定にあたって

### (1) 主旨

本県の果樹農業は、変化に富む立地条件の下、かき、くり、なし、もも、りんご、みかんを中心に産地が形成され、その他に地産地消を基本として、うめ、ぶどう、キウイフルーツ、いちじく、ぎんなん、ゆず、ブルーベリー等多種多様な品目が生産されている。

果樹農業は、果樹が永年性作物であり長期的視点にたった振興策が求められることから、本計画では、本県果樹農業の振興に関する基本的な方向を示すことにより、健全な果樹農業の維持発展を目指す。

なお、本計画の策定にあたっては、果樹農業振興特別措置法に基づき策定された「果樹農業振興基本方針（国）」（令和2年4月30日策定）及び、「ぎふ農業・農村基本計画」（令和3年3月24日策定）に沿った内容とする。

### (2) 計画期間

令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年とする10カ年とする。ただし、農業を巡る社会情勢の変化や施策の効果・評価を踏まえて、5年で見直しを行うこととする。

## 2 果樹農業の振興に関する方針

### (1) 基本的振興方針

#### ① 本県の立地条件

本県は、日本のほぼ中央に位置し、海拔0 mから 3,000mを超える標高差があり、岐阜市の年間平均気温は 15.8℃、年間降水量は 1,828mm、高山市の年間平均気温は 11.0℃、年間降水量 1,700mm、恵那市の年間平均気温 13.0℃、年間降水量 1,747mm と、地域により変化に富む気候となっている。

また、古くから交通の要衝地とされ、現在では東海道新幹線、名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道に加え、東海環状自動車道が整備され、県内交通の骨格を成している。また、大阪市、名古屋市等の大都市にも近く、社会的条件に恵まれている。

#### ② 本県農業に占める果樹農業の位置づけ

変化に富んだ自然条件、交通網のある社会的条件を生かして、本県では水稻を中心とした土地利用型農業から、野菜・果樹・花き・茶の園芸特産、牛・豚・鶏等の畜産、きのこと類まで、県内各地で特色をもつ農業が営まれ産地が形成されている。

果樹農業においては、岐阜・西濃・中濃地域のかき・なし、岐阜・中濃・東濃地域のくり、飛騨地域のもも・りんご、西濃地域のみかんが産地となっており、この他、うめ、ぶどう、キウイフルーツ、いちじく、ぎんなん、ゆず、ブルーベリー等産地消を中心とした果樹農業が展開されている。

果樹農業は、県内の全耕地面積 55,700ha (R1 農林統計以下同) のうち 3,070ha で約 5.5%、農業産出額 1,104 億の内 51 億円と約 4.6%を占め、本県農業の一翼を担っている。

#### ③ 果樹農業の振興方針

本県の果樹農業は、多種の品目が栽培されているものの、産地を形成している品目は、かき・くり・なし・もも・りんご・みかんとなっている。これら産地は、共同出荷体制を核に産地形成され、生産から流通販売にわたりまとまりを持った取組みが行われており、県ブランド産品の一翼を担っている。

これまで、産地においては、生産者・関係者が連携し、基本技術の徹底と新技術導入による生産性の向上、フェロモン剤の活用や非化学合成農薬による防除への取組み、たい肥等を活用した土づくりと施肥改善等による環境保全型農業の実践、多様化する消費者ニーズに応えるための優良品種への転換、消費拡大に向けた新商材の開発や消費宣伝活動等に取り組んできた。

しかしながら、近年では農業者の高齢化や新規就農者が少ないことから担い手の不足や組織力の低下が深刻となっており、宅地化による樹園地の減少、耕作放棄園の増加、樹の高樹齢化、台風等の災害や気象変動の甚大化による生産性の低下等と相まって、産地体制が脆弱化しつつある。

これを受け、県では、『「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～』を基本理念に、新たな「ぎ

ふ農業・農村基本計画」を令和2年度に策定し、「ぎふ農業・農村を支える人材育成」、『安心で身近な「ぎふの食」づくり』、「ぎふ農畜水産物のブランド展開」、「地域資源を活かした農村づくり」の4つの柱の下、施策を展開することとした。

県果樹農業の振興については、ぎふ農業・農村基本計画及び国果樹農業基本方針（令和2年4月農林水産省策定）を踏まえ、将来に向けた果樹農業の維持発展を目指すものとする。

(2) 果樹農業振興に関する基本的事項

① 産地構造改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果樹産地構造改革計画」の策定推進と実践</li> <li>・担い手等への優良園地集積の推進（農地中間管理事業の活用等）</li> </ul>
② 担い手確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い担い手の確保</li> <li>・作業受委託体制の推進</li> </ul>
③ 生産対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興品種等への新改植、優良品目の導入の推進</li> <li>・県育成品種の栽培技術確立及び導入推進、新たな県育成品種の開発</li> <li>・労働生産性向上への取組推進（省力樹形、スマート農業）</li> <li>・環境保全型農業、GAP（農業生産工程管理）の推進</li> </ul>
④ 流通販売対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集出荷施設の再整備や統廃合による高機能化等の推進</li> <li>・輸出拡大</li> <li>・地産地消の推進</li> </ul>
⑤ 消費拡大対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県育成品種によるブランド化の推進</li> <li>・機能性成分等のPRによる付加価値の向上</li> </ul>
⑥ 地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動や災害への対応</li> <li>・温暖化により増加する病害虫への対応</li> </ul>

① 産地構造改革の推進

ア 「果樹産地構造改革計画」の策定推進と実践

「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号 農林水産省生産局長通知）に基づき、産地自らが産地の特性や意向を調査分析し、目指すべき具体的な姿（目標）、産地の中心となる経営体（以下、担い手）、維持すべき優良園地、関係機関の役割等を明確化することを目的に、引き続き「果樹産地構造改革計画」（以下、産地計画）の策定を推進するとともに、県下主要産地（19 産地）での策定を支援する。

産地計画で明確化した目指すべき具体的な姿等の達成に向け、策定主体、関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、一体的に取り組む。

（令和 3 年 3 月末現在の策定状況）

産地協議会 （計画策定主体）	産地 市町村	対象品目					策定（最終 改訂）月日	目標 年度
		かき	くり	なし	もも	りんご		
大垣市ナシ生産 連絡協議会	大垣市			○			R3.3	R7
揖斐地域果樹産 地協議会	大野町	○					R2.7	R6
山之上果樹産地 活性化協議会	美濃加茂市	○		○			R2.6	R6
東美濃‘クリ地産 地消（商）拡大’ プロジェクトチ ーム	中津川市 恵那市		○				R2.3	R3
飛騨地域果樹産 地協議会	高山市 飛騨市			○	○	○	H31.2	R5

イ 担い手等への優良園地集積の推進（農地中間管理事業の活用等）

産地において、生産者の減少、高齢化により、管理が行き届かない園地が増加傾向にある。これらの園地は放任園化し、野生鳥獣や病虫害発生の温床となり、産地全体に影響を与える事態となることが懸念される。

そのため、農地中間管理事業の活用等により、優良園地を担い手等への集積を推進する。一方、維持することが困難な条件不利園地については、コストをかけ無理に維持するのではなく、適切な廃園処置を行い放任園化を防ぐ。

## ② 担い手の確保対策

果樹生産者の減少と高齢化が深刻となり生産基盤がぜい弱化している状況の中で、果樹産地の縮小を防止し、持続的な生産体制を維持するために、新たな担い手の確保や作業受委託体制の整備が必要である。

### ア 研修拠点等を活用した幅広い担い手の確保

県などが設置する研修拠点等を活用した新規就農者や定年帰農者のみならず、異業種参入を希望する法人等産地の担い手を幅広く確保するため、各地域で開催する就農相談などで情報提供を行う。また、新規就農者の安定した農業経営に向け、産地ごとに支援体制の確立を進めるとともに、必要な機械・施設等の整備を支援する。

これらに加え、遊休園地、遊休機械施設の有効活用や雇用就農の受け入れ等の機能を有する法人の設立を支援する。

### イ 作業受委託体制の推進

産地維持には、組織的な作業受委託体制の整備運営が不可欠である。そのため、すでに整備している産地はより一層の体制強化と受委託園地の拡大を進める。未整備の産地には優良産地事例の情報提供をするとともに、組織整備の検討を推進する。

## ③ 生産対策

### ア 振興品種等への新改植、優良品目の導入の推進

産地計画や消費者ニーズに照らし合わせ、産地の振興品種等へ計画的な転換を進める。一方で、高樹齢化した樹体の改植を進め、生産力の向上を図る。

また、今後収益が見込める新たな品目について、導入の検討を行う（事例：パッションフルーツ（関市））。

### イ 県育成品種の栽培技術の確立及び導入推進、新たな県育成品種の開発

「ねおスイート（かき）」等、県育成品種が産地に導入されつつあるが、新品種であるため現地での栽培実績が少なく、高品質な果実を安定生産するには、栽培技術の早急な確立が必要となっている。そのため、これら県育成品種の栽培技術の確立に向け、関係機関による体制整備と情報共有を進める。

試験研究機関においては、生産や流通、消費のそれぞれで求められる特性を有する新品種の育成に継続して取り組む。



## 振興する県育成品種

品目	品種名	品種登録日
かき	ねおスイート	2017年2月22日
もも	飛驒おとめ	2013年12月16日
	ひだ国府紅しだれ（台木）	2008年3月13日
くり	えな宝来、えな宝月	2016年3月1日

### ウ 労働生産性向上への取組推進

#### ア) 省力樹形の導入

作業効率の向上、早期成園化が可能で、作業手順が明確化され初心者でも取り組みやすく、新規参入者等の確保に資するなどのメリットがある省力樹形（ジョイント栽培（なし、かき等）、盛土式根圏制御栽培（なし、もも等）、1本支柱吊り栽培（もも）、超低樹高栽培（くり）等）の導入を推進する。

導入に際しては、開発途中の技術であり明らかになっていない部分があること、多くの初期投資が必要などの注意点もあることから、十分な検討を行うこととする。

#### イ) スマート農業技術の導入

収穫時等のコンテナ運搬作業や剪定作業など、身体的負担が大きい作業の軽労化に向け、アシストスーツ、電動式剪定ばさみ、リモコン式草刈り機等の導入、生育状況や病害虫発生状況などの効率的な把握のためのドローンを活用した画像分析、映像学習システムによる新規就農者等に向けた技術伝承や短期での技術習得など、スマート農業技術の活用を推進する。

また、県研究機関等で開発中の自律飛行型ドローンによる農薬散布、かきのスマート選果を見据えたウェアラブル端末などの技術は、関係機関と連携し成果の現地普及の検討を行う。

### エ 環境保全型農業、GAP（農業生産工程管理）の推進

「環境保全」「食品安全」等の理念に基づいた、これまでの「ぎふクリーン農業」表示制度への取組みを継続する。

一方で、令和5年度をもって表示制度が廃止されるため、さらに「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」を含み持続的な農業の発展につながる、「ぎふ清流GAP評価制度」への取組みを各産地で進める。

#### ④ 流通販売対策

##### ア 集出荷施設の再整備や統廃合による高機能化等の推進

産地規模にあわせた予保冷貯蔵や形状・色状選果、非破壊糖度センサー、自動箱詰め装置、トレーサビリティシステムなど高性能の選別調整機能を有する集出荷施設を整備する。また、老朽化した集出荷施設の統廃合を図ることで、選果場での労力や選果コストの軽減、ロット拡大により、有利な販売環境を構築する。

##### イ 輸出の拡大

かきを輸出の重点品目に位置付け、EU・米国での、ブランド発信力の高い高級柿の販路開拓に向け、現地におけるプロモーション活動を行う。また、飛騨桃、恵那栗等地域ブランドの海外展開の加速化に向け、生産体制の強化から現地販売PRまでの活動を幅広く進める。

##### ウ 地産地消の推進

地産地消を念頭とした品目においては、地元直売所、実需者等へ安定した供給を図り、安定販売に努めるとともに、消費者の購買行動の変化に対応した大規模な直売所の活用等、産地の強化に努める。

#### ⑤ 消費拡大対策

##### ア 県育成品種のブランド化推進

高級柿として認知度が向上している高級ブランド柿「天下富舞」（ねおスイート）について、生産現場から流通業者、量販店等とともに一体となったブランド化への取組みを引き続き推進する。

また、「飛騨おとめ（もも）」、「えな宝来・えな宝月（くり）」について、生産現場への普及拡大を促進し、柿に続くブランドとして育成する。

##### イ 機能性成分等のPRによる付加価値向上

県内産果実の有する機能性成分を明らかにし、表示販売等へ活用することにより、県内産果実の価値向上に努める。

## ⑥ 地球温暖化対策

### ア 気候変化や災害への対応

地球温暖化傾向が顕著になり、異常高温、大型台風の影響、干ばつ、集中豪雨等の異常気象が頻発している。特に高温の影響として、かきの着色遅延、もものみつ症等が問題となっている。これに対応するため、高温耐性品種への転換、生理障害など果実の品質低下防止対策の技術開発を進めるとともに、パッションフルーツなど亜熱帯果樹への品目転換の検討を始め、高温に適応できる果樹品目の導入に向けた取組みを継続する。

また、災害対策として、防霜ファンや防風ネット等の整備を継続して推進する。

### イ 温暖化の影響で増加する病虫害への対応

かきにおけるカメムシ類やカイガラムシ類等の病虫害の発生が顕著になり、被害が拡大している。

これに対応するため、国や県が発出する病虫害の発生予察情報等をいち早く生産者に伝達し、発生状況に応じた適切な防除手段を総合的に組み合わせて行う、総合的病虫害・雑草管理（IPM）に取り組む。

## (3) 果樹の品目別の振興方針

本県果樹農業のうち、広域で共同選果、販売などによる産地を形成しており、重点的に支援を行う品目を「主要品目」、地域の特産品であり、今後、主要品目に育成可能な品目を「地域特産品目」として振興を図る。また、これらの振興方針が各産地計画に位置付けられるように、関係機関と連携を図る。

- |          |  |
|----------|--|
| ① 主要品目   | かき、くり、なし、もも、りんご、みかん                          |
| ② 地域特産品目 | うめ、ぶどう、キウイフルーツ、いちじく、ぎんなん<br>ゆず、ブルーベリー、加工用途果実 |

### ① 主要品目の振興方針

※（ ）は主な産地

かき (岐阜、揖斐、西濃、可茂)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ねおスイート」の現地栽培技術の確立によるブランド化</li><li>・選果場の再整備、高機能化の推進</li><li>・間伐・整枝せん定、摘らい摘果等の基本技術の徹底による高品質安定生産</li><li>・「早秋」「太秋」「陽豊」「麗玉」等の導入による富有柿に繋ぐリレー出荷体制の確立</li><li>・作業受委託組織の育成、シルバー人材センター等高齢者及び女性労力の活用</li></ul>
---------------------	--

かき (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・袋掛け栽培等導入による「富有」の高付加価値化と収穫作業の分散</li> <li>・機能性成分等を生かした新商品、加工品（甘柿）づくり</li> </ul>
くり (岐阜、可 茂、恵那)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元菓子業者への県産栗の安定供給</li> <li>・新規参入者の積極的な受け入れ体制の整備</li> <li>・低樹高栽培・超低樹高栽培の普及拡大による省力化と安定生産</li> <li>・剪定技術を有する農業者等の育成による剪定作業の受委託を推進</li> <li>・「えな宝来」「えな宝月」「ぼろたん」等優良品種への新改植等による作付拡大</li> <li>・スマート農業（ドローンを活用した防除等）の導入促進</li> </ul>
なし (西濃、可 茂、飛騨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なつしずく」「あきづき」「甘太」等の導入による高付加価値化</li> <li>・省力樹形（盛土式根圏栽培、ジョイント栽培）栽培技術導入による生産力向上</li> <li>・直売、宅配、ネット販売等を活用した多元流通の促進</li> </ul>
もも (飛騨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県育成品種「飛騨おとめ」の栽培技術の確立と作付拡大</li> <li>・輸出を見据えた晩生品種の導入検討</li> <li>・「ひだ国府紅しだれ」導入による凍害枯死の解消と生産力向上</li> <li>・高所作業車、乗用モア等の導入による省力化</li> <li>・省力樹形（1本支柱吊り）栽培技術の普及推進</li> <li>・観光地等の地域特性を生かした特産化による有利販売</li> <li>・市場出荷、直売、宅配、ネット販売等の多元流通の促進</li> </ul>
りんご (飛騨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つがる」「ふじ」に加え、消費者ニーズに対応する補完品種の導入</li> <li>・高所作業車、乗用モア等の導入による省力化</li> <li>・省力樹形（わい化密植栽培）栽培技術の導入</li> <li>・観光地等の地域特性を生かした特産化による有利販売</li> <li>・市場出荷、朝市、直売、宅配、ネット販売等の多元流通の促進</li> </ul>
みかん (西濃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種構成の見直し、中晩柑橘の導入及び隔年結果対策による安定生産</li> <li>・貯蔵みかんの品質向上</li> <li>・市場出荷、直売、宅配等の多元流通の促進</li> </ul>

## ② 地域特産品目の振興方針

※（ ）は主な産地

うめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害防除の徹底による高品質果の生産</li> <li>・漬梅等の特産品開発と販売ルートの開拓による所得向上</li> </ul>
ぶどう (岐阜、 飛騨)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「シャインマスカット」等の優良品種導入による消費者ニーズ対応、長期出荷体制の確立</li> <li>・新規就農希望者への支援</li> <li>・「やまぶどう」等を活用したワイン・ジュース等の特産加工品づくり</li> </ul>
キウイ フルーツ (中濃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培技術の徹底による高品質生産</li> <li>・ワイン等特産加工品づくり</li> </ul>
いちじく (岐阜、 西濃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営補完品目としての導入推進</li> <li>・雨よけ栽培、一文字整枝等の栽培技術の普及による生産安定</li> <li>・市場出荷、直売等を組み合わせた有利販売による所得向上</li> </ul>
ぎんなん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整枝せん定等の徹底による高品質果の生産</li> <li>・産地の出荷販売体制の整備</li> </ul>
ゆず (中濃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培技術の徹底による出荷量、果実品質の向上</li> <li>・ジャム、ジュース等に加え新たな特産加工品の開発</li> </ul>
ブルー ベリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営補完品目としての導入推進</li> <li>・土壌管理、整枝せん定等の徹底による高品質果の生産</li> <li>・直売、観光農園、6次産業化等への取組みと顧客確保</li> </ul>
加工用果実 (渋柿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値特産品としての地位向上、生産維持（干柿） (「堂上蜂屋」「南飛騨富士」「伊自良大実」)</li> </ul>

3 果樹栽培面積その他の生産目標

品 目	令和元年		令和 7 年		令和 12 年		
	栽培面積 (ha)	生産量 ( t )	栽培面積 (ha)	生産量 ( t )	栽培面積 (ha)	生産量 ( t )	
主要品目	かき	1,260	14,300	1,200 (95)	13,800 (97)	1,175 (93)	14,335 (100)
	くり	450	762	435 (97)	783 (103)	430 (96)	817 (107)
	なし	119	2,140	112 (94)	2,184 (102)	108 (91)	2,160 (101)
	もも	68	650	66 (97)	647 (100)	65 (96)	650 (100)
	りんご	84	1,590	81 (96)	1,612 (101)	80 (95)	1,672 (105)
	みかん	75	703	70 (93)	672 (96)	68 (91)	673 (96)
地域特産品目	うめ	165	258	163 (99)	253 (98)	160 (97)	248 (96)
	ぶどう	34	262	33 (97)	264 (101)	33 (97)	271 (103)
	キウイフル ーツ	26	165	25 (96)	160 (97)	24 (92)	156 (95)
	いちじく	3	14	4 (113)	15 (114)	4 (129)	18 (136)
	ぎんなん	8	15	8 (97)	15 (98)	8 (95)	15 (96)
	ゆず	9	32	9 (102)	32 (102)	9 (105)	33 (106)
	ブルーベリ ー	14	13	19 (133)	18 (136)	22 (154)	21 (157)
その他	34	42	34 (100)	42 (100)	34 (100)	42 (100)	
合計	2,349	20,946	2,258 (97)	20,497 (98)	2,224 (95)	21,106 (101)	

( ) 内は令和元年・2年、平成30年に対する比率

※加工用果実はそれぞれに含む

(農林水産統計:R1・R2、特産果樹生産動態等調査(※):H30より、農産園芸課作成)

#### 4 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

##### (1) 岐阜県の気象条件

観測地点	平均気温 (°C)		年間降水量 (mm)
	年平均	4/1~10/31	
岐阜市	15.8	21.8	1,827.5
高山市	11.0	17.7	1,699.5
恵那市	13.0	19.3	1,746.8

(気象庁平年値：1981年から2010年)

##### (2) 栽培に適する自然条件

品目	平均気温		冬期の 最低気温	降水量条件
	年平均	4/1~10/31		
かき (甘がき)	13°C以上	19°C以上	-13°C以上	
くり	7°C以上	15°C以上	-15°C以上	
なし	7°C以上	13°C以上	-20°C以上	
もも	9°C以上	15°C以上	-15°C以上	1,300mm 以下 (4~10月)
りんご	6°C以上 14°C以下	13°C以上 21°C以下	-25°C以上	1,300mm 以下 (4~10月)
みかん	15°C以上 18°C以下		-5°C以上	
うめ	7°C以上	15°C以上	-15°C以上	
ぶどう	7°C以上	14°C以上	-20°C以上 欧州種は-15°C以上	1,200mm 以下 (欧州種4~10月)
キウイフルーツ	12°C以上	19°C以上	-7°C以上	
いちじく	11°C以上	18°C以上	-3°C以上	
ぎんなん	9°C以上	15°C以上	-10°C以上	
ゆず	13°C以上	13°C以上	-7°C以上	
ブルーベリー	9°C以上	15°C以上	-15°C以上	

その他の適用条件として、当該果樹の生育に重大な影響を及ぼすような低温、降霜、降雪の発生するおそれがないこと。

(農林水産省果樹農業振興基本方針：R2、岐阜県主要園芸作物標準技術体系：2020)

(3) 近代的な果樹園経営の指標

① 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間

品目	主要品種	傾斜度	成園生産量 (kg/10a)	成園労働時間 (h/10a)
かき	富有	10度以下	1,800	147
くり	筑波	〃	350	92
なし	幸水	〃	2,800	304
もも	白鳳	〃	1,800	314
りんご	ふじ	〃	2,500	302

(農産園芸課作成:R3)

② 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

品目	作型	経営規模 (ha)	単収 (kg/10a)	労働時間 (h/10a)	費用 (千円/10a)	総労働 時間 (h)	粗収入 (千円)	所得 (千円)
かき	露地	2.3	1,800	147	429	3,382	14,026	4,160
くり	露地	2.5	350	92	168	2,300	8,138	3,939
なし	露地	1.5	2,900	392	870	5,880	18,037	4,983
りんご ・もも 複合	露地	りんご 0.75 もも 0.35	りんご 2,500 もも 1,800	りんご 302 もも 314	りんご 713 もも 749	3,364	11,993	4,019

(農産園芸課作成:R3)



## 5 土地改良とその他の生産基盤整備に関する事項

### (1) 既存の果樹園の土地基盤整備計画に関する事項

傾斜地の果樹園が多い産地では、運搬車や防除機等の機械導入を可能にする園内作業道を整備し、作業効率を高める。階段状の不整形な樹園地の整備に当たっては、簡易な形態改良と園内作業道の整備を組み合わせ、立地条件に応じた整備を進める。

### (2) その他樹園地の基盤整備や流動化に関する事項

生産性を向上するためには、園地流動化、規模拡大等が必要であり、その実現のために基盤整備は不可欠な条件である。

このため、樹園地の再編等を実施する場合には、生産規模の拡大、機械化による省力化と低コスト化、優良品種の導入等の総合的な取組みを考慮し、きめ細やかな樹園地の基盤整備を推進する。

### (3) 気象条件に左右されない果実生産に向けた基盤整備

干ばつ等気象条件に左右されず、品質の高い果実生産に向けて、かんがい施設整備を始め、その他必要な基盤整備を進める。

### (4) 防災、減災に向けた基盤整備

大規模な自然災害の発生による災害リスクが高まっていることから、労働生産性の向上と併せて、防災拠点の立地条件等に応じた園内作業道の整備など、防災、減災を考慮した基盤整備を進める。

## 6 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通合理化に関する事項

### (1) 果実の流通の合理化の基本方針

市場出荷を主体とする産地は、流通販売関係者との連携を図りつつ、商品形態や輸送方法の改善、通いコンテナの導入等、流通コストの低減を図るとともに流通体制の合理化を推進する。

市場出荷以外の多元販売に当たる量販店との契約、直売、宅配、ネット販売等による市場外流通においては、ブランド評価を維持しつつ、価格形成の場である市場流通とのバランスを保ちながら、有利な販売が展開できるよう取り組む。

地産地消を念頭とした品目においては、地元直売所、実需者等へ安定した供給を図り、安定販売に努めるとともに、消費者の購買行動の変化に対応した大型直売所の活用等、産地の強化に努める。

また、令和9年度に見込まれるリニア新幹線開通による都市との交流人口増加を見据え、地域の特色を活かした観光果樹園の取組みを進め、消費者との交流機会を増やし需要の底上げを図る。

### (2) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針 [再掲事項あり]

集出荷体制については、ドライバーの不足等により、輸送コストの増加やトラックの手配が難しくなるといった課題に対し、複数産地や品目を組み合わせた混載・共同輸配送など物流体制の整備を検討するとともに、リサイクル可能な通いコンテナの導入等体制の整備を図る。

また、施設整備については、共販体制のある産地では、市場や大口需要者からの計画的な出荷要求に対応するため、老朽化した集出荷施設の再整備や統廃合により機能向上を図るとともに、産地規模に合わせた予冷貯蔵や形状・色状選果、非破壊糖度センサー、自動箱詰め装置、トレーサビリティシステムなど高性能な選別調整機能を有する総合的な集出荷施設を整備し、選果コストの軽減や出荷情報の精度向上を図り、有利な販売環境を構築する。

### (3) 出荷規格の改善等の方針

効果的・効率的な流通に向け、出荷団体及び生産者組織による選果選別と荷造りを実施するとともに、自主検査体制の強化により、品位の格差是正に努める。

また、新品種導入に伴う選果基準の設定、流通ニーズに応じて出荷規格の簡素化を図り、外観による規格から内部品質も踏まえた規格への改善を図る。

## 7 果実の加工合理化に関する事項

加工用果実としての販路拡大は、収穫時期の分散化や出荷規格外等の理由で出荷できない果実の有効利用とともに、多様な消費者ニーズに対応した果実の付加価値向上につながるとして、経営上重要なものであると考えられる。このため農業者グループ等の加工グループや関係団体、加工業者等に対して、加工施設の整備等、6次産業化の取組みを考慮した支援を実施する。また、多様な消費者ニーズに対応した多様な販売チャネルや学校給食への食材供給等さらなる需要拡大を図る。

## 8 様々なリスクへの対策

### (1) セーフティネットへの加入推進

近年増加する災害被害等補償のため、果樹共済や、平成 31 年 1 月より始まった、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する収入保険制度への加入を、農業共済組合等関係機関と連携して推進する。

### (2) 鳥獣害対策の推進

中山間地域のみならず山際の平坦地の果樹園等においても、イノシシ、サル、シカ、クマ等獣害が発生するとともに、平坦地の果樹園を中心にカラス、ムクドリ等による鳥害が頻繁に発生している。これら鳥獣害は、年に一度の収穫しかない果樹においては経営的な損失が大きいきばかりでなく、生産者の栽培意欲の低下等、産地の維持発展に甚大な影響を及ぼしかねない状況にある。

鳥獣害対策は、個人対策では不十分であることから、被害の回避に向け、防護柵の設置や捕獲、放任園の伐採等の環境整備、規格外果実の適正処理等、地域の他作目の生産者や住民と一体となり、地域ぐるみの対応を継続して推進する。